

京都市教育長訓令甲第4号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教職員の特例退職等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市教育長 稲田新吾

第2条第1項中「京都市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日」を「60歳に達した日以後における最初の3月31日」に改める。

附則第2項後段中「第1条」の右に「及び第2条」を加え、「同条中」を「第1条中」に、「定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」を「退職の日の翌日から定年に達する日以後における最初の3月31日までの年数（当該年数に1年未満の端数が生じた場合においては、その端数が6月以上であるときはこれを1年とし、6月未満であるときはこれを切り捨てる。）」に、「とする」を「と、第2条第1項中「60歳に達した日以後における最初の3月31日の1年前の日まで」とあるのは「京都市職員の定年等に関する条例第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日以後における最初の3月31日（同条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した場合にあっては、当該異動期間の末日の前日）」とする」に改める。

附則別表中「定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する」を「退職の日の翌日から定年に達する日以後における最初の3月31日までの」に改める。

別表5 9歳以上の項中「59歳以上」の右に「60歳未満」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市教職員の特例退職等に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に退職する教職員について適用し、同日前に退職した教職員については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)